

新 旧 対 照 表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第24条 略</p> <p><u>附則 略</u> (施行期日)</p> <p>1 略 (失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、令和<u>9</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条第3項、第15条から第22条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。 (経過措置)</p> <p>3 略</p> <p>附則 略</p> <p><u>附則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この要綱は、令和4年4月1日以後に初年度の補助金の交付の決定を受けた事業について適用し、同日前に初年度の補助金の交付の決定を受けた事業については、なお従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第24条 略</p> <p>附則 略 (施行期日)</p> <p>1 略 (失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、令和<u>8</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条第3項、第15条から第22条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。 (経過措置)</p> <p>3 略</p> <p>附則 略</p>	<p>3年間有効とする</p>

新 旧 対 照 表

新	旧	備考欄
<p>別表第1～別表第2 略</p> <p>別記 第1号様式（第6条関係）</p> <p>本文 略 1～5 略</p> <p>6 添付書類※ (1) 補助事業計画書（別紙1） (2) 会社パンフレット (3) 定款又は登記事項証明書 (4) 直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等） (5) 積算根拠資料（見積書かそれに代わる書類） (6) 令和<u>6～8</u>年度高知県入札参加資格者名簿の写し、又は本社及び高知県内の営業所や事業所の都道府県税の納税証明書（写し可）及び本社及び高知県内の営業所や事業所の消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） (7) (1) から (6) までに掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類 ※ (2) ～ (3) については、事業2年目以降、前年度から参加している企業で変更がない場合は不要 ※ (2) ～ (4)、(6) については、大学等は不要 ※ (4) については、事業2年目以降、前年度から参加している企業は直近1期分 ※ (5) については、機械装置費、外注費及び委託料は必須。その他経費は可能な範囲で可。見積書は交付申請書提出日以降も有効であるものに限る。 ※ (6) の納税証明書については、審査結果の通知日以降に取得したものに限る。ただし、資格要件確認書類の提出日から交付申請日の間に納付時期がきておらず、資格要件確認時に提出された納税証明書に変更がない場合は不要。また、都道府県税の納税証明書は、県税完納情報の提供</p>	<p>別表第1～別表第2 略</p> <p>別記 第1号様式（第6条関係）</p> <p>本文 略 1～5 略</p> <p>6 添付書類※ (1) 補助事業計画書（別紙1） (2) 会社パンフレット (3) 定款又は登記事項証明書 (4) 直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等） (5) 積算根拠資料（見積書かそれに代わる書類） (6) 令和<u>5</u>年度高知県入札参加資格者名簿の写し、又は本社及び高知県内の営業所や事業所の都道府県税の納税証明書（写し可）及び本社及び高知県内の営業所や事業所の消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） (7) (1) から (6) までに掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類 ※ (2) ～ (3) については、事業2年目以降、前年度から参加している企業で変更がない場合は不要 ※ (2) ～ (4)、(6) については、大学等は不要 ※ (4) については、事業2年目以降、前年度から参加している企業は直近1期分 ※ (5) については、機械装置費、外注費、特許関連経費及び委託料は必須。その他経費は可能な範囲で可。見積書は交付申請書提出日以降も有効であるものに限る。 ※ (6) については、審査結果の通知日以降に取得したものに限る。ただし、資格要件確認書類の提出日から交付申請日の間に納付時期がきておらず、資格要件確認時に提出された納税証明書に変更がない場合は不要。また、都道府県税の納税証明書は、県税完納情報の提供に係る同意書（※</p>	<p>年度の更新</p> <p>積算根拠資料の必須項目から特許関連経費を削除</p> <p>入札参加資格は審査結果の通知日以前に取得している</p>

新 旧 対 照 表

新	旧	備考欄
---	---	-----

<p>に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）でも代用可。</p> <p>※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式</p> <p>※2：法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等</p> <p>（注）マイナンバーカードは表面のコピーとしてください（裏面はマイナンバーの表示があるため提出不要）。健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。</p> <p>※（7）については、「高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金実施要領」による</p> <p>※（3）及び（7）については、審査結果の通知日以降に取得したものに限る。</p>	<p>1）及び本人確認書類の写し（※2）でも代用可。</p> <p>※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式</p> <p>※2：法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等</p> <p>（注）マイナンバーカードは表面のコピーとしてください（裏面はマイナンバーの表示があるため提出不要）。健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。</p> <p>※（7）については、「高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金実施要領」による</p> <p>※（3）及び（7）については、審査結果の通知日以降に取得したものに限る。</p>	<p>場合があるため記載を修正</p>
---	---	---------------------